

令和3年度 第2回 市川市交通対策審議会

回答書の要旨及び対応方針

○第11次市川市交通安全計画（案）の諮問

第11次市川市交通安全計画において、交通事故に関する抑止目標及び重点事項について、提出された案が妥当であるという結論に至った。

○回答書の要旨及び対応方針

回 答 書 の 要 旨	対 応 方 針
巻末資料として、自転車のルールなど載せていただけないでしょうか。市民に周知していただくことが必要だと考えます。（廣田委員）	市民のみなさまに正しい自転車のルールを理解していただくことはとても重要なことです。 交通安全計画は、公共施設への配架や市民へ配布をしないことから、交通安全教室や街頭啓発等をとおして、正しい自転車のルールを市民に周知を行ってまいります。（市川市）
警察によるパトロールの強化をお願いしたいと思います。警察の方がいるだけでスピードを控えたり、横断歩道のないところを渡ったりしません。（廣田委員）	自転車利用者は、警察官の姿を見ることで安全運転を意識し、交通ルールやマナーを守る抑止効果があることから、今後も警察と連携して街頭啓発等を行ってまいります。（市川市）